

平成27年第4回教育委員会定例会

開会年月日 平成27年2月25日(水)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 安藏誠市
同 委員 外松和子
同 委員 長島良介
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第8号 平成26年度教育関係予算案(補正第4号)について
- (2) 議案第9号 平成26年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価(平成25年度分)報告書について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継
続審議〕
- (9) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モ
デル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育
の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 練馬区立中学校選択制度の改善について

4 報告

- (1) 教育長報告

平成27年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
教育委員会制度改革について
(仮称)区政運営の新しいビジョン アクションプラン(素案)について
学校用務業務委託候補事業者の選定について
ベルデ送迎バスの運行方法の変更について
平成27年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について
私立保育園等の利用者負担について
平成27年度学校給食調理業務委託候補事業者の選定について
平成27年度学校関係工事計画(案)について
学校給食費未納金の訴訟提起について
第2次練馬区立小中学校における食育推進計画(平成24~26年度)の改訂について
平成26年度練馬区立学校学力調査および全国学力・学習状況調査の結果について
平成27年度区立図書館特別館内整理日について
臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の支給事業について
地域型保育事業の利用者負担について
「練馬区成人の日のつどい」の実施結果について
その他
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時56分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	三ツ橋 由 郎
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 学校教育支援センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳

こども家庭部こども施策企画課長	柳 橋 祥 人
同 保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	中 里 伸 之
こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長	吉 岡 直 子

委員長

ただいまから、平成27年第4回教育委員会定例会を開催する。
本日は傍聴者の方が5人おいでになっている。よろしく願います。
それでは案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は議案2件、陳情9件、協議1件、教育長報告17件である。

(1) 議案第8号 平成26年度教育関係予算案(補正第4号)について

委員長

初めに、議案である。議案第8号、資料1、平成26年度教育関係予算案について。
この議案については、私立幼稚園に関する予算案が含まれている。具体的には資料1の7ページにある、4幼稚園費の2教育振興費の1各種助成費、資料9ページにある1こども家庭費の2保育委託費の6認定こども園経費となる。

安藏委員は練馬区私立幼稚園協会副会長を務めていることから、直接利害関係のある案件となる。そこで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項に基づき、各委員の同意を得た上で、予算案全般にご意見、ご質問をいただき、私立幼稚園に関する予算案を採決する際はご退室いただくこととしたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それではそのようにさせていただく。
それでは、この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問を伺う。

外松委員

5ページの内訳の4学校情報化推進経費とあるが、過日、教育会の情報教育の発表会

に参加させていただいた。代表の先生方何名かが、情報機器を利用した授業の様子を映像等で発表されていて、本当に現場の先生方は工夫されて、情報機器を駆使して授業を行っているらしい先生方もいらっしゃるのだと改めて認識した。特にすばらしかったのが、体育では自分が行った技を児童がすぐに見ることができて、どこを自分は直せばよいのか、自分の跳んだイメージと実際がどう違うのかなどが分かって、次の順番が回ってきたときに、その映像を見た上でまた挑戦することができるということをやっていた。その先生のお話だと、スマホで撮ってパソコンに連動させて、そこですぐ子供たちが見られるようにしているというような感じであったが、なかなかすごいと思った。

中心者の先生方から、とにかく現場がいろいろな情報機器を使いやすいようにしていただきたい、たくさんのお金をかけなくても、今は使うことができるものが多いという話であった。

情報機器を使うということは、個人情報なども含まれるので、委員会との約束事があるって使えるもの、こういう場合は使える、使えないというのが現実にはあるのだという話であった。

だから、その辺の約束事も見直しをしていただいて、現場が使いやすいように、ある程度決まったルールの中で情報機器を活用できるようになればよいという話を伺った。

ここが適切かどうかはわからないが、せっかく予算として組み込むので、そのお金が有効に使われるように、授業改善に即役に立つような方向性というか、そういうものをぜひご検討いただけたらと思った。

教育企画課長

今の外松委員のお話は大変重要なお話だと受けとめている。情報機器はさまざま進展をしている。そういった情報機器の進展を捉えながら、機器整備等をはかっていきたいというのが一つある。

もう一つは、今のお話の中に個人情報の話もあった。また、私物を活用するという形のものもあった。基本的には私物はさまざまな課題があって、活用していただくことはあまり好ましくないと考えている。今後どういうふうに対応していくのがよいのかということについては検討していきたいと思っている。

外松委員

もう1点、6ページの小学校費の2学校営繕費について、実は報告とも関係があるのでお伺いしたいと思っていたのであるが、開進第三小学校校庭のことである。研究発表会で時々訪問させていただいているが、とにかく開三小は冬場校庭がほとんど使えないという状況がずっと続いているので、開三小の冬場の校庭に関して、少しでも何とか改良されないものかと思っている。

施設給食課長

開三小の校庭については、私も現場に行き、専門の事業者とどうやったら解決できるのかを検討している。土の改良についてはこれまでも行ってきて、なかなかそれでは効果が出ない。基本的には校舎の日陰になることで校庭が凍ってしまう。その氷が解ける

ことによって泥状になって使えなくなるという現象が起きているので、27年度にしっかり検討して、可能な限りの改善策をとっていきたいと考えている。

委員長

よろしいか。
ほかの方はいかがか。

教育長

5ページの2学校教育総務費の3学校安全安心事業経費の防犯カメラの設置工事費と、9ページの上のほうの8認可保育所移行促進等事業経費について。最終補正なので、ほとんどが減額補正で、余ったお金を整理するという補正であるが、今申し上げた2点はかなりの金額の増額補正になっているので、中身を少し確認させていただきたい。

教育総務課長

防犯カメラの設置工事費の800万の増であるが、今年度については学校の敷地内に防犯カメラを設置して、校外の通学路を見えるようにしている。その中で、敷地内にカメラをつけるに当たってポールを新設しないといけないという事情も出てきたので、そういった部分での追加工事が増えたということである。

保育課長

9ページの認可保育所移行促進等事業経費であるが、認証保育所が認可保育所に移るときにかかる経費である。認可保育所に移る過程において、運営支援事業といって保育士の割合が増えるにつれて支援金が出るといったことがある。その対象施設が、当初1,800人ぐらいの人数を考えていたが、3,171人ということで1,371人ふえた。それから、認可施設にするとときに改修等の経費がかかる。その補助金のできたので、それを追加で計上させていただいたものである。

こども家庭部長

補足させていただく。9ページであるが、さまざまなものが入っているが、とりわけ認証保育所、これは東京都独自の制度である。待機児童が多い中で、首都圏における待機児童解消の策として始めた制度であるが、ご承知のとおり、新制度になるに当たり、国ではこの認証保育所を新しい制度の対象施設ということで認めてもらえない状況がある。

そういう中で、私どもとしては、認証保育所が例えば認可保育所に移行するに当たって財政的な支援、また認証保育所の中に小規模保育事業に移行する施設についてはそのような支援、また、今回の補正には関係ないが、認証保育所のまま継続して運営する方についても支援は引き続き行っていくということをやっているところである。

今回の資料9ページの1億3,000万の中には、その認証保育所が認可保育所に移行するための施設整備、それから保育士の充足を図るための経費として行っているものであり、今年の4月には3園の認証保育所が認可保育所になる予定となっている。

委員長

ほかの方、いかがか。

減額補正予算の中でも、重点事業については増額されているというご説明があったかと思う。

特にご意見、ご質問はないか。

それではここでまとめたいと思う。まず、私立幼稚園に関する予算案について採決する。具体的には、資料1の7ページにある、4幼稚園費の2教育振興費の1各種助成費、資料9ページにある1こども家庭費の2保育委託費の6認定こども園経費となる。これらの予算案については、安藏委員に直接利害関係のある案件であるため、一旦ご退室をいただきたいと思う。

(安藏委員 退室)

委員長

それでは、私立幼稚園に関する予算案については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、私立幼稚園に関する予算案の採決を終えたので、安藏委員にご入室いただく。

(安藏委員 入室)

委員長

それでは、私立幼稚園に関する予算案以外の予算案については、ご意見も先ほど伺ったので特になしということで、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

今回、私立幼稚園に関する予算案と、私立幼稚園に関する予算案以外の予算案を個別に採決したが、それぞれ承認となったので、議案第1号については「承認」とする。

- (2) 議案第9号 平成26年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価
(平成25年度分)報告書について

委員長

議案第9号、資料2、平成26年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書について。

それでは、この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問を伺う。

外松委員

24ページで、ここは有識者からの主な意見・助言、そしてそれに対してのこちらの取組方針ということで、今までに比べて、レイアウトを見開きに修正していただいたことで非常に取組方針が明確になり、理解が深まる形になったかと思う。

また、全般的なことであるが、事務局には1ページ目から非常に丁寧に目を通していただき、定例会で出された私どもの意見も十分に考慮いただき、整えていただいた。文言等の整理も随分していただいた。この形であると、この報告書を手にした人の理解が本当に深まって、確かなものになるのではないかと感じた。私はこれでよいのではないかと考えている。

長島委員

外松委員と同じように、いろいろお話をさせていただいて、それが反映されていると思った。よろしいのではないかと。

安藏委員

前回課題となった記載方法を変えていただき、非常にわかりやすくなったのではないかとと思う。よろしいと思う。

委員長

私も皆様と同感である。もう少し具体的に話すと、25ページの1枠目のところと5枠目のところ、それから27ページの2枠目と4枠目に、ねりっこクラブについて取り上げられている。説明内容が前回よりもずっと丁寧に分かりやすくなっていることで、新事業であるねりっこクラブについての理解を図る上で大変よいと感じた。

それから、特に25ページの5枠の説明においては、学校応援団の今までの実績や成果を尊重し、さらに充実・発展させるものがねりっこクラブであるということについて理解していただけるのではないかと感じた。

皆さんがおっしゃっていたように、前回の話し合いを受けて大変よく修正していただいていると私も感想を持った。

そのほか、ご意見などあるか。よろしいか。

それでは、ご意見、ご質問もないようであるのでまとめたいと思う。議案第9号については「決定」でよろしいか。

委員全員

はい。

委員

それでは、議案第9号については「決定」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モデル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。継続審議中の陳情9件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情案件について、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 練馬区立中学校選択制度の改善について

委員長

次に、協議案件である。

協議(1)練馬区立中学校選択制度の改善について。この協議案件については、新たに提出されたものである。本日から練馬区立中学校選択制度の改善について協議を始める。

本日は資料が提出されているので、説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

この協議案件は、練馬区立中学校選択制度検討会議から報告のあった中学校選択制度の改善案について協議を行うものである。今回は受け入れ人数枠と抽選方法について審議し、本日決定したいと思う。その他の課題については次回以降協議を行っていく。

それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

外松委員

この選択制度については、いろいろと課題が指摘されているが、児童や保護者からの要望も大変強いという一面もあり、選択制度検討会議でよく検討していただいて、改善案をこのように提示していただいた。

今回、受け入れ枠と抽選ということであるが、この受け入れの人数枠と、この受け入れ人数枠を超える場合の抽選による当選者数の決定の仕方、それから受け入れ人数枠を超える場合の抽選の実施の基準や、また抽選による補欠登録者は設定しないという、今までとは違った形が提示されている。

これらのことを実行していく中で、選択制の課題である、小規模校が出てしまうとか、特定の学校に生徒がたくさん集まってしまうとか、そういうことの解消へと、即解決とは思わないが、少なくとも現在よりはその辺の課題がこれらのことによって解消されていくのではないかと期待している。

実施は平成28年度からということであるので、しっかりと注視して、またさらなる改善へとつながっていかれたらと思っている。

委員長

ほかの方で、ご質問、ご意見はあるか。

外松委員

質問である。今後のスケジュールに、今年の6月に改善策公表となっているが、この公表の仕方というのはどのような方法を考えているのか。

学務課長

これまで運用の中身というのは具体的にお知らせしていなかった。今回は当選者数や

補欠をとらないといった状況を、保護者、児童の皆さんに早目にお知らせしていきたいと考えている。教育委員会でこの後課題も2つあるので、それらの協議を終えた上で、その改善策をまとめて周知をしていくというところで、学校を通して、それからホームページなどで周知をしていきたいと考えている。

委員長

学校を通して、それからホームページでも周知するというお話である。

ほかにご意見、ご質問はあるか。

先ほど外松委員がおっしゃったことに私も同感であるが、課題を受けてよく考え、検討された案であると思うので、大変よい案だと思う。

特に抜け率、辞退率まで計算して、当選者数として上限を決めておく方法は、受け入れ人数の目安が立てやすいので、とてもよいのではないかと、大変現実的であると思った。

また、8条申請のチャンスが残されるということで、保護者にとって、子供にとって、2回制度を利用できるという点は、選択制の趣旨に沿っているのではないかと思いい、これもいいことだと思った。

ほかの方から特にご意見がなければまとめたいと思うがよろしいか。

受け入れ人数枠と抽選方法については案のとおりとしたいと思うがよろしいか。

委員全員

はい。

委員長

それでは、受け入れ人数枠と抽選方法については「決定」とする。

本日の審議はここまでとし、次回以降も審議を継続したいと思うがよろしいか。

委員全員

はい。

委員長

ではそのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

平成27年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

教育委員会制度改革について

(仮称)区政運営の新しいビジョン アクションプラン(素案)について

学校用務業務委託候補事業者の選定について

ベルデ送迎バスの運行方法の変更について

平成27年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

私立保育園等の利用者負担について

平成27年度学校給食調理業務委託候補事業者の選定について

平成27年度学校関係工事計画(案)について
学校給食費未納金の訴訟提起について
平成26年度練馬区立学校学力調査および全国学力・学習状況調査の結果について
平成27年度区立図書館特別館内整理日について
臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の支給事業について
地域型保育事業の利用者負担について
「練馬区成人の日のつどい」の実施結果について
その他
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
その他

委員長

次に教育長報告である。

教育長

本日は17件である。よろしく願います。

委員長

大変数が多いが、ご協力をよろしく願います。
それでは報告 について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明。

委員長

質問やご意見があれば願います。

教育長

全般的に教育委員会制度の質問があった。とりわけ、最初に書いてあるが、質問(1)新たな教育委員会制度では委員長と教育長を一本化した新教育長を区長が任命することになる。4月からの教育委員会は新しい体制のもとで運営されることになるのか、という質問があり、それに対して、これは区長が答弁しているが、答弁のところを見ていただくと、「(1)このたびの制度改革では、教育行政の責任体制の明確化を図るため、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を区長が任命することとなった。法の附則では、現在の教育長の任期中は従前の体制のままとされているが、制度改革の趣旨を踏まえ、早期に新しい教育委員会の体制に移行すべきものと考えている。」

これが区長の考えということで示されているので、一応ご承知おきいただきたい。

その他、教育委員会制度についてはこのような様々なやりとりがあったので、ぜひ熟読をいただき、細かいことでご質問等があればお寄せいただければと思う。よろしく願います。

委員長

ということである。ご意見、ご質問はあるか。

外松委員

ただいま教育長も述べておられたが、区議会でこのように新しい教育委員会制度について多くの質問があったということは、皆様も本当に大変関心を持たれておられるのだと、今後どのように練馬区の教育委員会制度が新しい制度になっていくのかということのを非常に注視されているのだということに改めて感じた。

新しい制度になったときに、教育委員会はどういう機能を果たすかなど、そういうこともしっかりと私ども委員も再認識して取り組んでいかなければいけないと感じている。

区長との会議も持たれるので、そこでも今後の練馬の教育のいろいろな方向性について、きちんと意見を交わし合ってまいりたいと思っている。

委員長

ほかの方はいかがか。

今もご意見があったように、新しい教育委員会制度について、たくさんのご質問があり、その答えを読ませていただく中で、私も教育委員会制度がどのようになっていくかが少し理解できるようになったという感じを受けた。

質問であるが、3ページの2行目から3行目の、「教育長が教育委員会から委任された事務の管理執行状況を教育委員会に報告する義務が新たに設けられ」とあるが、現在、事務事業の点検・評価をやっているが、これとの関連はどういうことなのか。

教育総務課長

点検・評価については、これは地方教育行政法の中で、教育委員会で点検するようにと決められているので、それにのっとってやっている。

こちらのチェック機能については、新たな教育長が、今の委員長と教育長の権限をあわせ持つという形になるので、いわば権限が強化される形になるので、教育委員がチェックができるようにということで、教育委員会から教育長に委任された事務の管理執行状況については、教育委員会に報告する義務を新たに設けたということで、点検・評価とはまた別個の扱いという形になる。

現在も教育委員会から教育長に規則で委任されているものが幾つかあるが、大きなものの一つは、学校の先生方の勤務時間の指定や、手続的なものが多くなっていて、これをさらに教育長から学校長に委任しているので、そういった意味では、その部分についての報告というのは特に新たにはないと思う。

ただ、子供関連については、区長から教育委員会に委任されて、さらに教育長に再委任されているものがあるので、これらについては、今回新たな報告義務において報告する必要が出てくると捉えている。

ただ、これまでも、教育委員会の中では報告案件ということで報告させていただいているので、今回、この義務が新たに設けられたことで大きく変わることはさほどないと

今は捉えている。

委員長

ほかにご意見、ご質問はあるか。よろしいか。
それでは報告 について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお伺いする。
特になしということによろしいか。
それでは報告 について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明。

委員長

それでは各委員のご意見、ご質問をお伺いする。いかがか。
感想になるが、3年間というスパンで重点事業についてこのようにしっかりと記述されていると、大変現実味を帯びて、各事業に期待が持てる感じを受ける。こういう形に示されるということは大変理解されやすくよいのではないかという感想を持った。
次に質問であるが、13ページの 地域人材の活用とあるが、27年度検討するとなっているが、現在でも学校独自に地域人材活用や、部活動は独自かどうかわからないが、そういったことがなされていると思うが、この検討というのはどういうことを目指して検討を進めるのか、その辺を教えていただきたい。

教育指導課長

各小中学校に関して教育活動を充実するということを目的に、外部の専門家等を招聘して、子供たちに指導をしていただいている。また出前講座等をやっている。こういった現状がある。
これについて、さらに区として、そういった人材バンク等を設けていくのかどうか、また各学校で個々に招聘している講師について共有化を図っていったほうがよいのではないかといった声もあるので、そういった点について、27年度検討してまいりたいと考えている。

委員長

総合学習が導入されて、当時、人材バンクというのは区でも少し話題になったと思うが、その後どうも立ち消えになったような感じを私は持っている。
今回、このところは3つ星が次の年からついているので、教育委員会の事業として

予算的なものを充てて、今の状況よりもさらに外部人材を導入しやすい形になっていくと考えてよろしいか。

教育指導課長

これまでよりもさらに外部の人材を各学校で活用できるように、予算等もこちらのほうで取れるように検討してまいりたい。

委員長

ぜひそのような形でお願いしたいと思っている。

長島委員

今のお話で、地域人材ということで、どうしても企業色というか、ご本人はそうではないつもりなのだが、そういうところが出るというところで、ものすごくそういうのに敏感な校長先生もいらっしゃるようなので、私も何度か、これは企業広告に当たるといようなニュアンスで、今までやってきたものがなくなってしまったり、地域の方に子供たちを指導してもらうことがなくなってしまったということが二度ほどあった。ここに関してはもう少し明確な、基準までは行かないにしても考え方を共有していただけると、せっかくそれまで子供たちも喜んで参加していたし、評判もよかったのであるが、先生のお考えもあるのだろうが、企業の宣伝に当たるといことでなくなってしまったということがあったので、その辺ももう少し考慮していただければと思う。

委員長

内容的なところにも今、踏み込んだお話があったと思うが、いかがか。

教育指導課長

各学校で、地域の人材や、外部の人材等を教育活動、特に外部講師等で活用する場合には、教育課程の中で子供たちにどういった学習をさせていくのか、身につけさせていくのか、また知らせていくのか、そういったものをまず各学校でも年間を通して立てているので、それにのっとった形で、外部の方と事前に話をし、こういった活動をぜひ子供たちにやってくださいということを調整した上でやっているところであるが、まだまだ外部人材の活用についてはさらに充実できる余地があるので、各学校にそうした点で啓発をしてまいりたいと考えている。

委員長

たしか特色ある教育活動ということで予算化されたものが、今は一律にというのはなくなったということであるので、ぜひ、その逆の、一律ではないにしても、地域人材を活用しやすいような予算もしっかりと、先ほどお話があったが、再度、願いとして、つけていただきたいと思っている。

教育振興部長

今回、このアクションプランの中で、27年度の1年間で検討するが、今現在も、外部人材、地域人材を活用しているが、教育活動のどの場面で、どのような人を、どう取り入れて、教育活動をいいものにしていくのかということ、改めて仕切り直しというか、捉えたい。

特色ある経費というのは講師代が結構多かったのであるが、それが26年度からは予算額30万がゼロになってしまったので、各学校四苦八苦でしたようである。

そういうことも含めて、改めて特色ある学校づくりの面からも、地域人材を使うためにはどういう予算を用意しなくてはいけないのかとか、そういうことも含めて全体的に検討していきたいと思っている。

委員長

ぜひそういう方向でお願いしたいと思う。
ほかにご意見はあるか。

外松委員

感想になるが、この策定に関して、区民の皆様からご意見をいただくのが3月までということや、その結果と、区議会議員の意見も踏まえて策定することになっていくので、またさらに内容が豊かになっていくのではないかと考えている。

委員長

ほかにご意見がなければ次に行きたいと思うがよろしいか。
それでは報告 についてお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問を伺う。

外松委員

この委託事業者について、所在地を見ると、区内であるので、地域経済の活性化にも好ましいことであると思う。採用者は区内在住者であると考えてよろしいか。

教育総務課長

学校用務業務の委託については、なるべく区内事業者を活用できるようにということで、これまで取り組んできている。現在、8事業者にやっていただいているが、区内事業者が6事業者という状況である。

従業員の方であるが、それぞれの事業者のほうで、なるべく区内の方を採用している例が多いと聞いている。営業の責任者などはなかなかそうもいかないが、学校で直接働いていただく方は区民を雇用しているケースが多い。

委員長

ほかにご意見、ご質問はあるか。
それでは報告 について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問を伺う。

外松委員

今報告いただいたように、ここのところ、年間約400万円の赤字ということであるので、提示いただいたこの方法は、メリットも複数あるし、区民の方々に理解していただいて、またベルデを利用していただけたらと思う。

変更した後の利用者の皆様の感想などもキャッチしていただいて、事業の参考にしていただけたらと思う。

委員長

ほかの方のご意見はあるか。
それでは報告 について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見・ご質問があれば願います。
法定点検であるということで、よろしいか。
それでは報告 について願います。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

引き続き報告 、資料18について関連すると思われるので、あわせて報告を願います。

保育課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問があればお願いします。よろしいか。

所得に応じた保育料になるということであるが、どこの保育所でも同一の保育料になるという点が、しっかりと記憶に残った気がする。

新制度移行に伴う調整であるので、特にご質問はないということによろしいか。

教育振興部長

今回、子ども・子育て新制度ということになったが、今現在、保育園サービスや幼稚園教育を受けている受け手にとっては、新制度に移ったからといって劇的に何かが変わったかという変わらない。そういう意味では、現行の保育料をもとに、今回利用者負担の制度設計をさせていただいた。ただ、練馬区の保育料について、今の受益と負担の額が適当なのかどうかというのは、今後改めて検討する必要があるであろうと思っている。

委員長

保育料については再度検討される見込みであるということであるので、本日のところはこれでよろしいか。

それでは、報告 についてお願いします。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問はあるか。

モニタリングが3回になるということは、継続して4年間までということか。

施設給食課長

モニタリングは2回である。今までは4回できたので、モニタリングによって5年間継続することができた。その5年間で、区のルールが変わったことにより、今回選定した事業者からモニタリングが2回で、3年間はプロポーザルによらず受託を継続することができる。

委員長

わかった。

ほかにご質問、ご意見はあるか。

それでは次に行ってよろしいか。報告 についてお願いします。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

皆様のご意見やご質問をお受けする。よろしいか。

外松委員

幼稚園も合わせると全部で109のところでのように改築や改修をされるということで、設備が充実すると思っている。よろしく願います。

委員長

ほかの方はいかがか。特になしということで、次に行ってよろしいか。それでは報告 について願います。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問をお受けする。

外松委員

訴えの理由のところのお話を伺っても、これらの滞納者の方々は連絡しても応答がないということだが、未納者の対策として、東京都や国が何か提示してくれていることはあるのかということが一点。もう一つは、給食費の滞納というのは練馬だけではなくいろいろなところで最近起きています。他の市町村等で給食費滞納を少なくできたとか回収できたという、何かそのような事例がもしあったら教えてほしい。

施設給食課長

基本的には、自治体が給食は提供しているので、未納金に関して国や都から支援があるということはない。

他の自治体の状況であるが、例えば教育長が学校長と連名で支払い督促状を出すとか、それぞれ工夫はされているかと思う。ただ、なかなかこういう形で、組織的に弁護士を活用して法的な対応をするというところはほかにはない。

委員長

一つ質問である。「納付期限を経過しても」とあるが、納付期限というのはどれぐらいの期間を想定しているのか。

施設給食課長

基本的に毎月給食費を払っていただくので、その納付の期限を越えれば滞納ということになる。仕組みとしては、前年度1年間、基本的に今までどおり学校で対応してもらおう。例えば納付の日を忘れてしまったというようなこともある。継続して対応してそれがたまってしまったという人は少数であるので、1年間は学校の中でしっかり給食費の回収に取り組んでいただく。1年間たってもそれが見込めない、例えば学校で連絡をし

でも全然応答がないというケースについては、学校から要望を受けて弁護士の法的な対応をするという考え方である。そういう意味での納付期限がある。

委員長

あまり短くても問題があるし、長いと今度は連絡がとりにくくなるということがあるかと思うが、一応1年は学校で対応すると。

外松委員

具体的なことをお聞きするが、現代の世の中であるから、給食費というのは口座引き落としだと思ふ。そうすると、親御さんは、お子さんが1人であれ複数在籍しているのであれ、我が子が毎日食べているわけであるから、給食費の口座は持っていて、結局、そこに入れ忘れるから滞納が続くということになってくると思う。きっと学校現場の事務の方たちも本当に大変だろうということがまず想像がつく。

それと、例えば何らかの補助を受けている方がこの滞納の中に入っているのか。そうではない方なのか。国や都や区から補助を受けていたら、まずはそれを遊興費とかご両親の生活費に流用する以前に、確実にお子様の給食費の口座から給食費がきちっと支払われるようにすることが一番だと思ふ。

いろいろなことを言ってしまったが、前にどこかほかで、本当に滞納者が多くなってくると、給食費がトータルとして少なくなるので、メニューを考えたり食材を購入するのももいろいろと大変だという話も伺ったことがあるので、これは本当に何とかしなくては行けないことだと思っているが、難しいことである。

施設給食課長

まず、制度的な支援があるのかということであると、就学援助の制度の中で給食費が出る。その就学援助を受けている人たちは24%ぐらいである。全体でいうと、子供が100人いると24人ぐらいは就学援助で給食費を公費で支給している。

外松委員

では、その援助を受けている方は、その費用から給食費が確実に引き落とされるということで、その方たちが滞納者になることはないと考えてよろしいか。

学務課長

就学援助は学務課で所管している。今、施設給食課長から説明があったが、就学援助の中で給食費は実費を全額支給している。基本的には就学援助費は保護者に支払われるので、そこから毎月支払うという形が基本となっている。

ただ、給食費については、学校で滞納状況を把握しているので、学校長の判断で、学校長口座に振り込みをして、そこから給食費のほうに支払う方も中にはある。

教育振興部長

就学援助は、生活保護世帯と生活保護世帯の1.2倍の方、要保護と準要保護の2つに

分かれている。生活保護費については、基本的には生活保護世帯の自立助長ということで、本人に給食費を一旦払って、本人から学校に納めるのが基本システムである。それができない人については学校口座に振り込む方法を今はとっている。実際、福祉事務所は4カ所あるが、生活保護の担当者の考えもいろいろあって、やはり学校口座に振り込むと本人が自立した生活ができないから、何しろ一旦渡して、ちゃんと生活指導をする中で学校に払わせようという働きかけをするのであるが、実際はそれがうまくいかなくて未納になってしまう場合がある。

もう一方で、準要保護のほうは教育委員会で管理しているので、未納者が出ないように対応をとっているということをご理解いただきたい。

それから、収納率は99.9%あるので、0.1%の人が問題である。中には公務員の方もいる。ということは、子どもは困っている方についてはちゃんと丁寧にやるが、明らかに、役所なんか払わなければ払わないで終わってしまうとたかをくくっている層もあるかもしれない。そういう意味では、ちゃんと払える人には払っていただく。自分の子供がほかの人のお金で食べているという状態は、やはり子供にとってもよくないと思っている。

そういう意味では、学校は丁寧に保護者に対応しているが、それでも払ってくれない方もいるので、1年間滞納があれば、次の年に弁護士に依頼をして法的な対応の中で支払いをしてもらうという仕組みをつくったということである。

委員長

詳しくご説明いただいて、よくわかったかと思う。
次に行く。報告 について願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

委員のご意見、ご質問をお伺いする。

外松委員

先ほどの給食費未納と関連した食のことであるが、食事は本当に私たちの健康な心身を作るもととなる大切な営みである。子供にとっては、どういう食事をして育っていくかで、成人してからの健康や人生も左右するくらい大きなものであり、そういう大切なものだと思う。

食育推進計画にも細かく述べられているが、家庭のあり方が多様化しているので、本来であれば食事というのは3回のうち2回は家庭でとるわけであるから、家庭が基本であるが、このような社会の中では、学校の給食が一番充実した食事だというお子さんも大分多いというようなことも見聞きしている。

現場の先生方や関係者の方々には大変なご足労をかけるが、日々の給食を通して、食育というものを児童生徒に浸透していただけたらと思う。よろしく願います。

委員長

外松委員から食育の意義、学校給食の意義をおっしゃっていただいた。

ほかの方はご意見、ご質問はあるか。

毎回、こういう計画を立ててくださる委員の方々には、日常の業務のほかにやっていただくということで、本当に感謝申し上げたいと思う。しっかりと各校でこれを活用していくことが大事かと思う。

ご意見、ご質問がなければ、次の報告に行きたいと思うがよろしいか。

それでは報告 についてお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見やご質問をお伺いする。

外松委員

まず、この学力調査の結果をこのようにまとめていただき、課題点、改善点を示していただいて、本当にありがとうございます。非常に労力がかかったと思うので、その労力に感謝申し上げる次第である。

読ませていただいて、授業の改善点に共通していることがあると思った。それは、言語能力を養って、高めていくことが非常に、特にBの活用分野においてはそれが重要であるということが、どの教科も共通していたのではないかと私は見て取った。

言語能力を高めるという研究は、今年度も前年度に引き続き、区内の学校の研究でも何校か取り組んでいた。それが成果となるには、少し時間がかかるかと思うので、今後も引き続き取り組んでいただくことが、重要なことだと思った。

特に、言語能力に関しては東京都も力を入れて、幾つも指定校を決めていただいているので、今後もそれは活動分野を高めるためには大変必要なことだと思った。

いろいろな意味で、そういう意識でまた授業を組み立てていただくということで、いろいろ学校でこの報告書を活用していただけたらと思う。

また、意識調査に共通していたことの中には、やはり現在はスマホや携帯で、何年前はテレビ視聴の時間が随分課題になっていたが、今やスマホと携帯、インターネットという感じになっている。そういうものを長くやるお子さんがどうしても学力が低くなるという傾向は顕著であるので、その辺は今後、指導などで取り組んでいかなければいけないことであるし、親御さんにもそういう実態をよく知っていただいて、ご家庭でも約束事に取り組んでいただくといったことが必要になってくると思った。

委員長

ほかの方、ご意見、ご質問はあるか。

教育長

毎年こうやって苦労して、忙しい中集まって、このような冊子をつくって、本当に御苦労だと思う。ただ、これを作って安心して、一仕事終わったというのでは困るわけで、これをどうやって生かすか、今、外松委員もおっしゃっていたが、各学校で十分中身をみんなで検討していただいて、具体的な授業改善に生かしていくことが重要だ。

できたら、毎年毎年これを作っているが、例えば5年前の成果は今どうなのかといった評価の部分もある程度入れないと、ただ毎年毎年こうやって分析をして、こういう課題がある、こういうふうに授業改善をしようと言って終わっていたのでは、せっかく作ったこの研究書の意味はないのではないかと思う。やはり、昨年の指摘に対して今年はどうだったのかとか、去年と今年を比べるのはなかなか厳しいが、例えば5年前や10年前と比べながらやっていくということが必要だと思う。

それから、各学校、多分2冊ずつぐらいしか配っていないと思うが、忙しい教員がこれを読むかというのも心配で、一定程度総括的な、ここだけはせめて読んでほしいというところをうまくピックアップして、こういう分析結果が出て、これに対してこういう授業改善をみんなでやっという、というような、ある程度コンパクトにまとめた総括的な記載があるとよいと思った。

今後、これをまとめるに当たっては、報告書が生かされるためにはどういうふうにしていったらよいのかという観点からも検討を重ねていてもらいたい。意見として申し上げる。

委員長

たしか、このことについて発表会があったと思うが、そういったところで各校からの参加者を通して各学校に周知していくということも可能かと思う。今年、私は残念ながらそこに参加しなかったのであるが、そこではどのような話が取り上げられているのか。

教育指導課長

学力調査研究委員会の研究報告書でまとめたが、こちらについては提案授業を行って、実際に発表を行った。各学校1名以上、必ず先生方に出席していただき、この提案授業の内容について、自校に戻ったら必ず報告をし、広げてもらうということをお願いした。

また今回、誤答分析、間違えた問題等について、練馬区の傾向を分析し、特に誤答に対してこういった授業改善をしたらよいのではないかという提案授業を行った。

練馬区の子供の学力の状況を見ると、学力が非常に高い子供もいるとともに、逆に答えがよくわからない、問題の意図がわからないというお子さんもおり、解答欄を一切記入しない、無解答という児童生徒数も非常に多いという状況があったので、そうした点も分析をし、子供たちがどのような形で学力をつけていったらよいのか、今回提案をさせていただいた。

また、外松委員からお話があった言語能力向上の視点からも、理由や根拠を明らかにして解答すべき問題について、やはり無解答のものが多。子供にとっては、選択肢を記入するのと違って、文章で書くことについてはなかなか面倒くさい等の困難が生じているという実態もあったので、そういった子供への指導、また授業改善の視点も加えて、

今回発表させていただいた。

こうした成果については、今後、各学校の校内研究でもこの研究報告書を活用して研究を進めていただくとともに、教育指導課は各学校を毎年訪問しているので、その際にこの研究報告書、特に練馬区の課題となっているポイント等について、各学校に指導をしてまいりたいと考えている。

委員長

提案授業という形と、各校の指導課の訪問のときにもそういったことで触れているというお話であった。

教育長

今回、項目を見てわかると思うが、小中一貫教育との関係性であるとか、家庭学習との関係性を非常に綿密に分析してくれている。これは非常に有効だと思うので、これをしっかりと各学校が受けとめて、今の小中一貫教育の中で、こういう教科の充実とか、授業の改善を図っていったら、あるいは家庭学習に向けた何らかのアプローチを考えていくとか、そういうこともぜひ、この報告書をもとにして広げていただければありがたいと思っている。

委員長

生活習慣と学力の相関もたしか出ていたと思うので、家庭学習との関連ということも大事だという視点を今、おっしゃっていただいたと思う。

もう一点、教育長が先ほどおっしゃった、5年ぐらいのスパンで評価をするという形は、この調査委員会の中で検討するということが。

教育長

ここでやるかどうかは別として、そういう考え方もある程度取り入れていかないと、やりっ放しになってしまうのではないかと。これは研究課題ということではよろしいかと思う。

委員長

という提案をいただいた。

ほかにご意見、ご質問はあるか。特にないということではよろしいか。

それでは、本日は報告が幾つか残っているが、ここまでとしたいと思う。

以上で第4回教育委員会定例会を終了する。